

◎問い合わせ先…企画政策課
政策推進係 内線 245



- ◎**国土利用計画法の届出制度**
土地の適正かつ合理的な土地利用のため、一定面積以上の土地取引について届出制度を設けています。
- 届出が必要な土地の取引**
 - ① 市街化区域
↓2千㎡以上
 - ② ①を除く都市計画区域
↓5千㎡以上
 - ③ ①・②以外の区域
↓1万㎡以上
- 届出提出の時期**
契約締結日を含め2週間以内
- 提出先** 土地の所在する市町村
- 虚偽の届出や届出ない場合**
6か月以下の懲役または100万円以下の罰金

土地取引には届出を

◎問い合わせ先

土木課 土木係 内線 350
株式会社 池田建設
☎0994-32-9823



※Aコープから光華園までは通行可能です。また、県営住宅側から中央病院と市民薬局へも通行可能です。

- 工事名** 垂水9号線道路改良工事
- 通行規制** 通行止め(100m)
- 規制期間(予定)**
9月1日～令和6年2月2日(金)
- その他**
上記の地図の青色の矢印が回路となります。また、垂水中央病院等へは通行可能ですので、警備員等の指示に従ってください。

垂水9号線道路改良工事に伴う通行規制(再掲)

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済ですか?

国は、食費等の物価高騰等に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することにより、実情を踏まえた生活支援を行っています。

以下に記載している要件にあてはまる可能性のある方は、お早めに申請をお願いします。(要申請)

- **支給額** 対象児童1人あたり一律5万円
- **支給方法** 口座振込

◎ひとり親世帯

■ **支給対象者(要申請)**

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分および4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。
- ② 令和5年3月分および4月分の児童扶養手当を受給していない方、または児童扶養手当の認定を受けていない方で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が悪化している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方(家計急変者)

※令和5年3月分および4月分の児童扶養手当の支給を受けている方は令和5年5月に支給済みです。

◎ひとり親世帯でない方

■ **支給対象者(要申請)**

- ① 対象児童(令和4年3月31日時点で18歳未満の子。障害児については20歳未満)の養育者で、以下のいずれかに該当する方

- ・ 令和5年度の住民税均等割が非課税である方
- ・ 食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税である方と同様の収入にあると認められる方(家計急変者)

※令和6年2月29日までに生まれる新生児も対象となります。

※この給付金はひとり親世帯分とひとり親以外世帯分の併給はできませんのでご注意ください。

※令和4年度「低所得者の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」を受給した世帯は令和5年5月に支給済みです。

■ **申請方法**

福祉課窓口へ直接お越しいただき申請していただくか、電話連絡により、申請書の交付(郵送)を受け、申請書一式をご提出ください。

■ **申請期限** 令和6年2月29日(木)

申請期限にかかわらず、給付金が受け取れる可能性があると思われる世帯の方は、できるだけお早めに申請をお願いします。

問 福祉課子育て支援係 内線 124

国民年金付加年金制度

国民年金付加年金制度とは、国民年金の一般保険料に加えて付加保険料を納めると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。

■ **対象者**

- ・ 自営業者や無職、アルバイトの方、またはその配偶者などの国民年金第1号被保険者
- ・ 任意加入被保険者
(65歳以上の方を除く)

※国民年金基金に加入中の方は付加保険料を納めることはできません。

■ **付加保険料額** 月々400円

※今年度の定額保険料は16520円です。付加制度を利用される方は16920円になります。

■ **メリット** 付加年金額の年間受給額は「200円×付加保険料納付月数」で、2年以上受給することで支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

■ **必要なもの**

基礎年金番号または個人番号のわかるもの

◎問い合わせ先

市民課市民係 内線 163

スマートフォン講習会

高齢者等を対象としたスマートフォン講習会受講者を募集します。電話、カメラ操作やLINEの使い方などを学ぶ初心者向けの講習会です。

■ **対象** 市内在住の方

■ **定員** 64人(8人×8組)

■ **料金** 無料

■ **申し込み方法** 電話・FAX

※お申し込みの際は、「氏名、電話番号、受講希望のコース(組)」をお伝えください。

■ **申し込み開始日** 10月10日(火)～

■ **申し込み締切**

- (A1組・A2組) 10月25日(水)
- (A3組・A4組・A5組) 11月10日(金)
- (B1組・B2組・B3組) 12月15日(金)

■ **日程・場所**

組	場所	開催日
A1	牛根地区公民館	10/30(月)・11/6(月)・11/13(月)
A2	新城地区公民館	11/2(木)・11/9(木)・11/16(木)
A3	垂水市市民館	11/20(月)・11/27(月)・12/4(月)
A4		11/30(木)・12/7(木)・12/14(木)
A5		12/11(月)・12/18(月)・12/25(月)
B1		1/11(木)・1/18(木)
B2		1/15(月)・1/22(月)
B3		1/25(木)

☎ 総務課情報統計係 内線 353
FAX 0994-32-6625

※各組、3日間または2日間の受講となります。